

第
1937
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年11月22日 木曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 配偶者が全財産を取得したときの配偶者軽減

Q : 夫が亡くなりました。子供は正式に放棄の手続きをとりましたので、相続人は妻である私だけとなり、私がすべての遺産約5億円を相続しました。

民法上、すべての遺産を私が相続することができますので、配偶者の税額軽減により相続税がかからないと考えてよいでしょうか。

A : 相続の放棄がなかったものとした場合の相続分で計算しますので、全財産を相続した場合であっても、半分については相続税の課税対象となります。

【解説】

相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の配偶者である場合には、配偶者の法定相続分に相当する金額（1億6千万円の方が大きい場合は1億6千万円）まで相続税が課税されないことになっています。

この場合の法定相続分とは、民法900条の規定による配偶者の相続分をいいますが、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分をいうこととされています。

ご質問の場合は、子供が正式に放棄の手続きをとられたということですが、配偶者の税額軽減の対象となる配偶者の相続分は、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分をいいますので、あなたの相続分は、子供が放棄する前の相続分2分の1ということになります。したがって、全財産を相続した場合であっても、半分は相続税の課税対象となります。

